３　事業に関するQ&A

質問	回答
どのようなものが対象になるか？	１件15万円以上の**在宅医療に必要な医療機器**が対象です。（診療時に訪問先で使用する医療機器に限定）
補助率1/2以内とはどういうことか？また補助金の上限は？	１事業者あたり医療機器購入費用総額の1/2以内、上限150万円を補助するということです。
複数の医療機器を購入してよいのか？	可能です。
補助金交付時期は？	事業終了後に「実績報告書」を提出していただき、「額の確定」がされてから交付しますが、「概算払請求書」を提出していただき認められた場合は、概算払（事前払い）も可能です。
計画書や申請書、報告書の添付書類とはなにか？	計画書や申請書には、購入希望の医療機器の金額の根拠となる資料やカタログの写し等を添付してください。 変更申請書や実績報告書には、購入時の機器購入業者との契約書の写し、請求書の写し、購入医療機器の写真等を添付してください。
160万円を超える契約をする予定だが、入札は必要か？	160万円を超える財産の買入れについては、県の財務規則に準じて「一般競争入札」を実施し、機器購入業者を決定していただきます。 経験のない医療機関もあると思いますので、実際に一般競争入札が必要な場合は、個別にご相談を受け付けます。

３　事業に関するQ&A

質問	回答
160万円を超えない契約の場合も、入札をするのか？	160万円を超えない場合は、「随意契約」が可能ですので、2つ以上の業者から見積書を取っていただき、金額が低い方の業者と契約を行ってください。
交付決定後に購入機器の変更は可能か？	原則、申請時と異なる医療機器の購入は認められません。
300万円の機器を購入予定だったが、実際は200万円で購入できた場合は？	実際にかかった費用200万円の1/2以内が補助金額になりますので変更申請書を提出してください。差額で交付申請にない機器を追加購入することはできません。
計画書を提出すれば必ず補助を受けられるか？	予算に限りがありますので、申請しても補助を受けられない場合もあります。応募多数の場合は、医療機関より提出していただく「佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金事業計画書」の内容等を考慮して補助事業者を決定 します 以前同じ補助金を受けられた医療機関も計画書の提出はできます。
翌年度以降に義務はあるのか？	購入された医療機器の耐用年数が経過するまでは、譲渡・貸付・担保提供・廃棄等をしないでください。 また、実績報告書提出後の定期的な報告はありませんが、必要に応じて在宅医療への活用状況について報告していただく可能性もあります。